

**「キャリアコンサルタント」になるには、登録が必要です
経過措置期間(令和2年度末)が終わる前に、登録申請をご検討ください!**

平成28年3月までに、キャリアコンサルタント試験と同等以上のもので厚生労働大臣が指定する試験に合格した方およびこれと同等以上の能力を有すると認められる方※は、**令和2年度末までに登録申請**をしていただくことで「**キャリアコンサルタント**」(名称独占国家資格)になることができます。

※厚生労働大臣が指定する試験などについては、厚生労働省のWebサイトをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/career_consultant01.html

キャリアコンサルタントについて

- ◆ キャリアコンサルタント試験への合格もしくは経過措置により登録を行うことで、キャリアコンサルタントになる(名乗る)ことができます。
- ◆ キャリアコンサルタントでない人は、「キャリアコンサルタント」やそれと紛らわしい名称を名乗ることはできません。
- ◆ 厚生労働省では、積極的にキャリアコンサルティングを受ける仕組みの普及や、キャリアコンサルタントの資質向上のための支援を行っているため、キャリアコンサルタントとなることでさらなる活躍・自己研鑽の機会が期待できます。

登録の手続きについて

- ◆ キャリアコンサルタントになるには、キャリアコンサルタント名簿への登録が必要です。
- ◆ 指定登録機関として厚生労働大臣の指定を受けた、特定非営利活動法人キャリアコンサルティング協議会の運営するキャリアコンサルタント登録センターに、キャリアコンサルタント登録申請書などの書類を「Web」または「郵送」で提出してください。手続きの詳細は、指定登録機関の運営する公式サイト「**国家資格キャリアコンサルタントWebサイト**」でご確認ください。

キャリアコンサルタントWebサイト



国家資格
キャリアコンサルタント
Webサイト

<https://careerconsultant.mhlw.go.jp/p/update.html>

キャリアコンサルタント国家資格の更新について

- ◆ キャリアコンサルタントは、その登録から5年ごとに厚生労働大臣が指定した更新講習(知識講習8時間以上、技能講習30時間以上)を受講することで、資格を更新する必要があります。(必要な講習を受講しなかった場合には、資格が失効します。)



厚生労働省Webサイトもご覧ください。

キャリアコンサルタント 厚生労働省

検索



あしたを拓く人を創る

厚生労働省 人材開発統括官